

第5期大網白里市障がい福祉計画の考え方について

1 計画の位置付け

障がい福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」及び「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「指針」という。）」に基づき、各市町村において策定するものです。

また、児童福祉法の改正に伴い、障がい児に対するサービスの提供を円滑に実施するため、各市町村において平成30年度より新たに障がい児福祉計画の策定が義務付けられました。

本市においては、これらを一体的な計画として策定することとします。

2 計画に定める内容

(1) 障害者総合支援法第88条第2項の規定により、以下の事項について、定めます。

- ・ 障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 各年度における指定障がい福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

(2) 指針に基づき、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標を以下のように定めます。

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

ア 平成28年度末時点における施設入所者の9%以上を平成32年度末までに地域生活へ移行させることを目指します。

イ 平成32年度末時点における福祉施設入所者を平成28年度末時点から2%以上削減することを目指します。

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

平成32年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを目指します。

③ 地域生活支援拠点等の整備

平成32年度末までに、障がい者の地域での生活を支援する拠点等を整備することを目指します。

④ 福祉施設から一般就労への移行等

ア 平成32年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上とすることを目指します。

イ 平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末実績から2割以上増加させることを目指します。

- ウ 就労移行率3割以上である就労移行支援事業所を平成32年度末までに全体の5割以上とすることを目指します。
- エ 各年度における就労定着支援による支援開始から一年度の職場定着率を8割以上とすることを目指します。
- ⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等
 - ア 平成32年度末までに、児童発達支援センターを設置することを目指します。
 - イ 平成32年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を目指します。
 - ウ 平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保することを目指します。
 - エ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置を目指します。

3 計画期間

指針において、3年を一期として作成することとされていることから、第5期となる本計画については、平成30年度から平成32年度までの3年間の計画期間とします。

《参考》

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）
平成30年4月1日施行

（基本指針）

第87条 厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項
- (2) 障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (3) 次条第1項に規定する市町村障害福祉計画及び第89条第1項に規定する都道府県障害福祉計画の作成に関する事項
- (4) その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

3 基本指針は、児童福祉法第33条の19第1項に規定する基本指針と一体のものとして作成することができる。

4～6 略

（市町村障害福祉計画）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (2) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- (3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- (1) 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- (2) 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第3号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

- 4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。
 - 5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。
 - 6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- 7～12 略

《参考》

児童福祉法（抜粋）

平成30年4月1日施行

（基本指針）

第33条の19 厚生労働大臣は、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援（以下この項、次項並びに第33条の22第1項及び第2項において「障害児通所支援等」という。）の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下この条、次条第1項及び第33条の22第1項において「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

(2) 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項

(3) 次条第1項に規定する市町村障害児福祉計画及び第33条の22第1項に規定する都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項

(4) その他障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

3 基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第87条第1項に規定する基本指針と一体のものとして作成することができる。

4～6 略

（市町村障害児福祉計画）

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

(2) 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

(1) 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

(2) 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。

- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。
 - 6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- 7～12 略